

# 令和7年度 全国労働衛生 週間のしおり



令和7年度全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場

# 目次

## 令和7年度（第76回）全国労働衛生週間

全国労働衛生週間実施要綱	1
全国労働衛生週間活動における自主点検表	2

## 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部改正

### 過重労働による健康障害防止対策

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況	5
過重労働による健康障害を防ぐために	5
長時間労働者に対する医師による面接指導	6
労働者の疲労蓄積度 自己診断チェックリスト	6
定期健康診断結果 有所見率の推移	7
健康診断実施後の措置と保健指導	7

### 職場におけるメンタルヘルス対策

職場における心の健康づくり	8
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト ころの耳	8
ストレスチェック制度	9
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です	9
地域産業保健センターをご利用ください	10

## 大分県の業務上疾病発生状況と腰痛予防対策

職場における腰痛予防対策	11
--------------	----

## 化学物質による健康障害防止対策

ラベル表示・SDS通知・リスクアセスメント対象物が大幅に追加	14
リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置	14
皮膚等への障害防止のための保護具の適切な使用	15
SDS等による情報伝達の強化	15
自律的管理に向けた実施体制の確立	15
労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内	16
特殊健康診断結果報告等状況（令和6年）	16

## 第10次粉じん障害防止総合対策

### 建築物等の解体・改修等における石綿ばく露防止対策

石綿の有無に関する事前調査の確実な実施	18
事前調査は「石綿含有建材調査者」の資格を有する者が行います	18
事前調査結果の報告の対象となる工事・規模の基準	18
事前調査の報告には「石綿事前調査結果報告システム」を利用する	18
工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設	19
石綿総合情報ポータルサイトの利用	19

### 治療と仕事の両立支援に取り組んでみませんか？

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン	20
情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」の活用	20
大分県地域両立支援推進チーム	21

期間 10月1日 ▶ 10月7日

準備期間 9月1日 ▶ 9月30日

全国労働衛生週間は、今年で第76回を迎えます。

労働者の健康をめぐる状況を踏まえ、令和7年度は

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて

ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、

事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の促進を図ります。

各事業場におかれましては、当該週間を契機として、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、誰もが安心して健康に働ける職場づくりに取り組みましょう。



## 令和7年度 全国労働衛生週間実施要綱

要綱全文は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます



### 準備期間（9/1～30）に実施する事項

重点事項①～⑪をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ①過重労働による健康障害防止対策    | ⑦治療と仕事の両立支援対策         |
| ②職場におけるメンタルヘルス対策    | ⑧職場の熱中症予防対策の推進        |
| ③職場における転倒・腰痛災害の予防対策 | ⑨テレワークでの労働者の作業環境、健康確保 |
| ④化学物質による健康障害防止対策    | ⑩小規模事業場における産業保健活動の充実  |
| ⑤石綿による健康障害防止対策      | ⑪女性の健康課題への取組          |
| ⑥職場の受動喫煙防止対策        |                       |

### 全国労働衛生週間（10/1～7）に実施する事項

- ①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- ⑥その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



主唱 | 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 | 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

# 全国労働衛生週間活動における自主点検表

点検年月日 令和 年 月 日

事業場名	所在地	労働者数

## 1 全国労働衛生週間における実施事項

- ア 労働衛生旗(又は安全衛生旗)を掲揚している。 いる いない
- イ 労働衛生週間のポスター・標語等を掲示している。 いる いない
- ウ 経営トップの労働衛生(又は安全衛生)パトロールを実施している。 いる いない
- エ ア～ウ以外で労働衛生週間にふさわしい取組を行っている。  
(内容: ) いる いない

## 2 労働衛生管理体制の整備と労働衛生管理活動の推進

- ア 衛生管理者(安全衛生推進者、衛生推進者)を選任している。 該当なし いる いない
- イ アの者は定期的に職場巡視をしている。 該当なし いる いない
- ウ 産業医を選任している。 該当なし いる いない
- エ 産業医は定期的に職場巡視をしている。 該当なし いる いない
- オ 衛生委員会(安全衛生委員会)又はこれに準じたものを設置し、定期開催している。 いる いない
- カ 作業主任者、化学物質管理者を選任している。  
(作業主任者の種類:有機・特化・鉛・四アルキル鉛・酸欠・石綿・高圧室内作業) 該当なし いる いない
- キ 作業主任者の氏名・職務を掲示している。 該当なし いる いない
- ク 安全衛生管理活動計画を作成している。 いる いない

## 3 作業環境管理の実施

- ア 作業環境測定を定期的に行っている。 該当なし いる いない
- イ 測定結果を評価し、設備等の改善を講じている。 該当なし いる いない
- ウ 必要な場所に局所排気装置等が設置されている。 該当なし いる いない
- エ 局所排気装置等を定期的に点検している。 該当なし いる いない
- オ 金属アーク溶接を行う屋内作業場で個人サンプリング、フィットテストを実施している。 該当なし いる いない

## 4 作業管理の実施

### (1)化学物質の管理の推進

- ア 安全データシート(SDS)を入手し、周知している。 該当なし いる いない
- イ 化学物質のリスクアセスメントを実施している。 該当なし いる いない
- ウ 有害性を評価し、ばく露防止等の作業手順を定めている。 該当なし いる いない
- エ ウの作業手順を守っている。 該当なし いる いない
- オ 保護具着用管理責任者を選任し、保護具を適正に着用している。 該当なし いる いない

### (2)職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

- ア 作業方法の変更、助力装置や運搬器具の導入等で、作業の負荷や姿勢等による身体への負担を軽減させている。 該当なし いる いない
- イ 腰痛の発生要因を排除又は低減できるよう、作業動作・姿勢・手順・時間等について作業標準を策定している。 該当なし いる いない

## 5 健康管理の実施

### (1)健康診断の実施等

- ア 一般健康診断を定期的実施している。 いる いない
- イ 特殊健康診断を定期的実施している。 該当なし いる いない

- ウ 通達で示されている健康診断を実施している(VDT 作業、振動業務等)。 該当なし いる いない
- エ ア～ウの結果について、医師等からの意見聴取を実施している。 該当なし いる いない
- オ エの結果に基づき、事後措置を講じている(勤務の軽減、配置転換等)。 該当なし いる いない

## (2)ストレスチェックの実施

- ア ストレスチェックを実施している。 該当なし いる いない
- イ 面接の申出があった場合、医師による面接指導を実施している。 該当なし いる いない
- ウ イの結果に基づき、必要に応じ就業上の措置を講じている。 該当なし いる いない
- エ ストレスチェックの結果を職場ごとに集団的分析している。 該当なし いる いない
- オ エの結果を職場環境の改善に活用している。 該当なし いる いない

## (3)メンタルヘルス対策の推進

- ア 職場におけるメンタルヘルス対策を実施している。 いる いない
- イ アで「いる」と回答した事業場のみ
- ①衛生委員会等で調査審議している。 いる いない
- ②事業場における実態を把握している。 いる いない
- ③「心の健康づくり計画」を策定している。 いる いない
- ④事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任している。 いる いない
- ⑤教育研修・情報提供を実施している。 いる いない

## (4)過重労働による健康障害防止対策の推進

- ア 毎月1回以上、一定の期日に時間外・休日労働時間を算定し長時間労働者を把握している。 いる いない
- イ 長時間労働者に対して、医師による面接指導を受けさせている。 該当なし いる いない
- ウ イの結果に基づき、事後措置を講じている(勤務の軽減、配置転換等) 該当なし いる いない

## (5)治療と仕事の両立支援を行うための環境整備

- ア 治療と仕事の両立支援の基本方針の表明と労働者への周知、相談窓口を整備している。 いる いない

## 6 労働衛生教育の実施

- ア 労働者を雇入れた時、又は作業内容を変更した時に、労働者に対し雇入れ時等の教育を実施している。 いる いない
- イ 危険有害業務従事者に対する特別教育を実施している。 該当なし いる いない
- ウ 衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者、職長に対し、能力向上教育を実施している(おおむね5年ごとに)。 該当なし いる いない
- エ 高年齢労働者に対し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく安全衛生教育を実施している。 該当なし いる いない

## 7 熱中症予防対策の実施

- ア 把握した暑さ指数に応じた熱中症予防対策を実施している。 該当なし いる いない
- イ 体制整備の確立、実施手順の作成、関係者への周知を行っている。 該当なし いる いない

## 8 個人事業者等の健康管理に関するガイドラインに基づく取組

- ア 健康管理に関する意識の向上等自らが実施する事項を行っている。 該当なし いる いない

評価	「該当なし」の項目を除いた項目のうち		
	A 「いる」が 80%以上	B 「いる」が 50%以上～80%未満	C「いる」が 50%未満

(注)「いない」とチェックした項目につきましては、これを契機に、見直しを行い、実施するように努めましょう。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

## ①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1)注文者等の配慮(施行日:令和7年5月14日)

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2)混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大(施行日:令和8年4月1日)

元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3)業務上災害報告制度の創設(施行日:令和9年1月1日)

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4)個人事業者等自身への義務付け(施行日:令和9年1月1日)

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

### (5)作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け(施行日:令和9年1月1日)

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

## ②職場のメンタルヘルス対策の推進(施行日:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めています。

## ③化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保(施行日:公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日)

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

### (2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知(施行日:令和8年4月1日)

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等での通知が認められることとなりました。なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

### (3)個人ばく露測定の精度担保(施行日:令和8年10月1日)

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

## ④機械等による労働災害防止の促進等

### (1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し(施行日:令和8年4月1日)

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

・製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。

・製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

### (2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化(施行日:令和8年1月1日)

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

## ⑤高齢労働者の労働災害防止の推進(施行日:令和8年4月1日)

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

エイジフレンドリーガイドライン全文

加えて「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました



## ⑥治療と仕事の両立支援の推進(施行日:令和8年4月1日)

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ



安全衛生政策全般の紹介等



20、21ページ

# 過重労働による健康障害防止対策

## 精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況

出典 | 厚生労働省報道発表資料

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況は、労災請求件数、支給決定件数ともに増加し、依然として高水準で推移しています。

			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全 国	精神障害	請求件数	2,051	2,346	2,683	3,575	3,780
		支給決定件数	608	629	710	883	1,055
	うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	155	171	183	212	202
		支給決定件数	81	79	67	79	88
	脳・心臓疾患	請求件数	784	753	803	1,023	1,030
		支給決定件数	194	172	194	216	241
	うち死亡	請求件数	205	173	218	247	255
		支給決定件数	67	57	54	58	67
大 分 県	精神障害	請求件数	20	22	16	30	15
		支給決定件数	16	7	10	17	7
	うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	5	1	2	4	1
		支給決定件数	0	3	0	2	2
	脳・心臓疾患	請求件数	5	7	7	12	8
		支給決定件数	3	0	3	1	2
	うち死亡	請求件数	2	3	3	5	3
		支給決定件数	2	0	0	0	1

### 脳・心臓疾患の時間外労働時間別

支給決定件数※（全国）

	R 5	R 6
45時間未満	0	0
45時間以上 60時間未満	2	1
60時間以上 80時間未満	41	46
80時間以上 100時間未満	60	80
100時間以上 120時間未満	45	40
120時間以上 140時間未満	18	21
140時間以上 160時間未満	16	10
160時間以上	8	16
合計	190	214

※異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務を除く集計。

### 【時間外・休日労働時間】

### 【健康障害のリスク】

月100時間超、または  
2～6月平均80時間超



長くなるほど

月45時間以内



時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、健康障害のリスクが徐々に高まり、月100時間超または2～6か月平均で月80時間を超えると健康障害リスクが非常に高くなるという医学的検討結果に基づき、厚生労働省では「**過重労働による健康障害防止のための総合対策**」を策定し、時間外・休日労働の削減、健康管理体制の整備・健康診断の実施等を推進しています。

## 過重労働による健康障害を防ぐために

過労死等防止に関する  
特設サイト



### 時間外・休日労働時間を削減しましょう

- 36協定は限度時間等に適合したものとなっていますか？
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- 労働時間の設定の改善のための措置を実施していますか？

### 長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

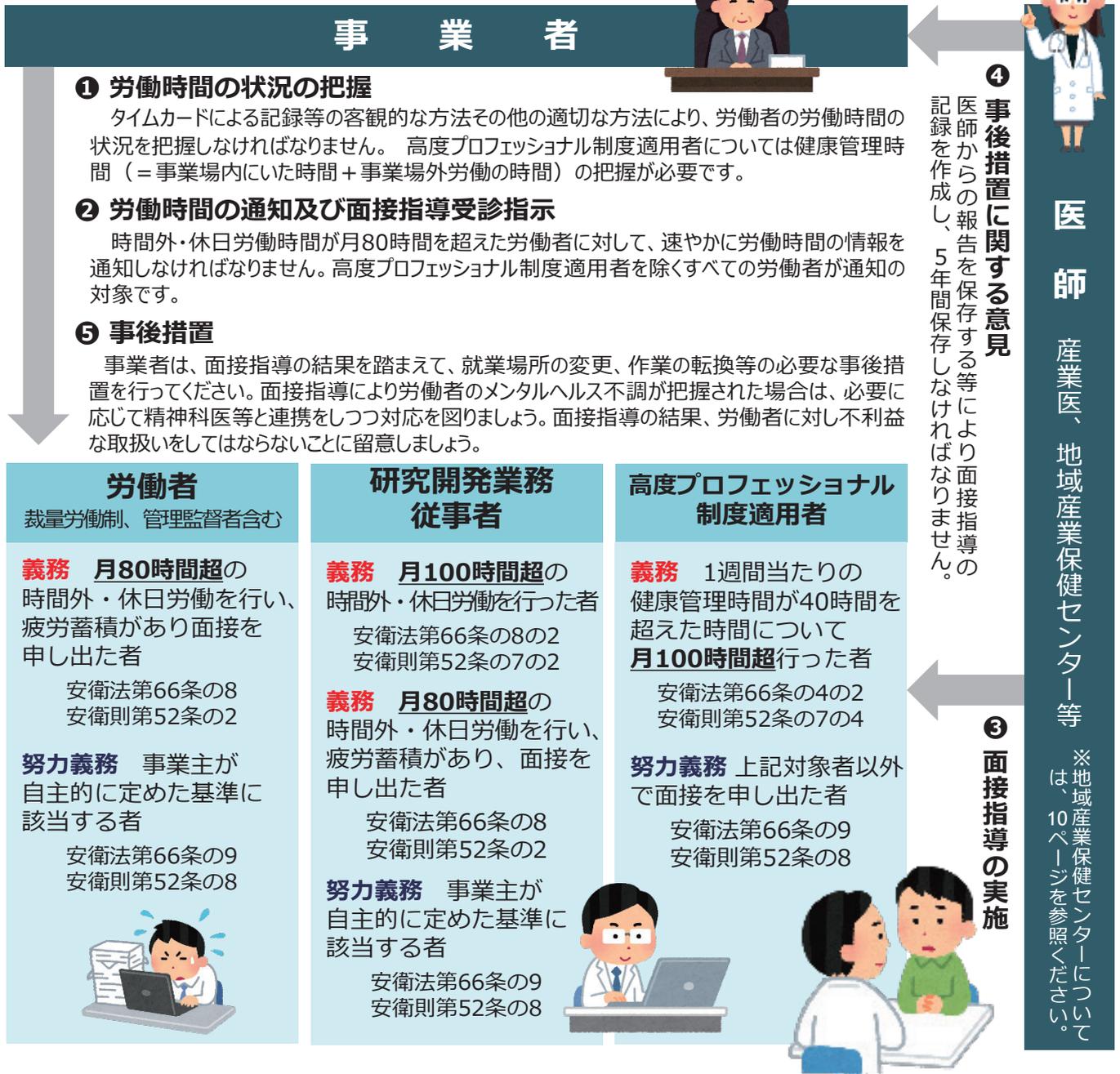
- 労働時間の状況を適正に把握していますか？  
⇒面接指導については次ページ参照

### 健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう

- 産業医、衛生管理者等を選任していますか？
- 産業医等に対して労働者の健康管理等に必要な情報を提供しましょう
- 健康相談の体制を整備しましょう
- 衛生委員会等を設置していますか？
- 健康診断を確実に実施していますか？
- 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

## 長時間労働者に対する医師による面接指導

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は医師による面接指導を行う必要があります。下図の①～⑤の手順により、面接指導を実施しましょう。



## 労働者の疲労蓄積度 自己診断チェックリスト

厚生労働省では、過重労働による健康障害を防止するため、働く人それぞれの疲労蓄積度を判定するためのチェックリストとして、平成16年6月に、労働者本人による自己診断のためのチェックリスト及びご家族により労働者の疲労蓄積度を判定できるチェックリストを作成しています。

これらの自己診断チェックリストが令和5年4月に中央労働災害防止協会において改定されました。積極的な健康管理のためにご活用ください。



〔中央労働災害防止協会作成〕  
 チェックリスト活用ガイド  
 労働者の疲労蓄積度自己診断

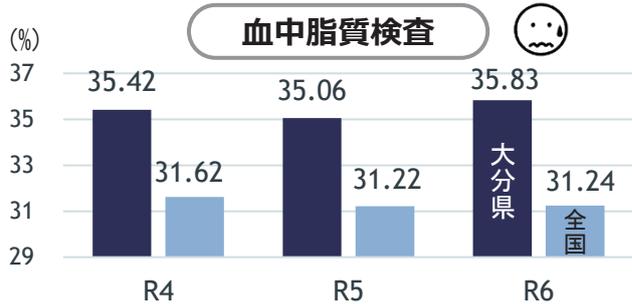
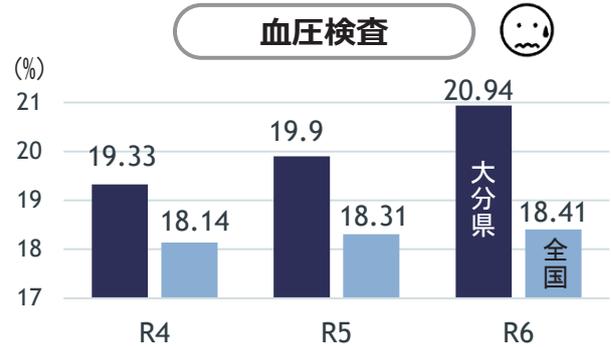
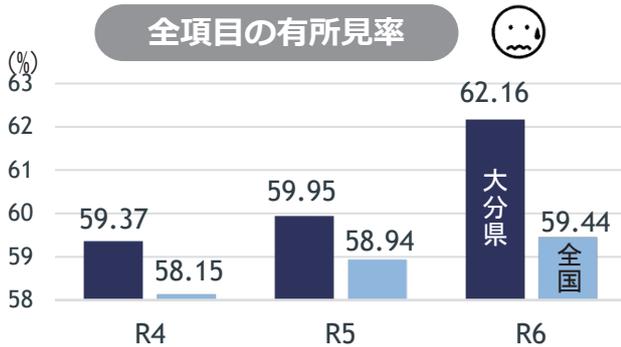
労働者本人用・家族用のチェックリストの新様式については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページからダウンロードできます。



## 定期健康診断結果 有所見率の推移

定期健康診断結果報告書による

大分県の定期健康診断結果の有所見率は、全国平均を2.72ポイント上回り、62.16%となっています。また、脳・心臓疾患の発症の予防等を図るための「労災保険二次健康診断等給付」の給付要件に関する検査項目のうち**血圧検査**、**血中脂質検査**が全国平均を上回っています。



※「労災保険二次健康診断等給付」とは、脳血管・心臓の状態把握のための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導を1年度内に1回、無料で受診することができる制度です。一次健康診断の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMIの検査のすべてに異常の所見が認められる場合等が給付要件となっています。

## 健康診断実施後の措置と保健指導

定期健康診断や特殊健康診断の実施後は、労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5により、医師（又は歯科医師）からの意見聴取と事後措置の実施が義務付けられています。

### 健康診断の実施

安衛法第66条第1項～3項  
健康診断結果の記録の作成（安衛法第66条の3）  
健康診断結果の労働者への通知（安衛法第66条の6）

### の保健指導

※産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「健康診断の結果についての医師の意見聴取」サービスを活用できます。

地域産業保健センターについては10ページをご確認ください。

### 異常の所見があった労働者

異常所見がある場合、健康診断結果の判定区分は「要経過観察」「要再検査」「要医療」等と記載されます

※健康診断事後措置に関して、詳しくは「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（通称「健康診断事後措置指針」）をご参照ください。



### 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

安衛法第66条の4

(就業区分)	(内容)	(就業上の措置の内容)
通常勤務	通常勤務でよいもの	なし
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

### 医師等の意見を勘案した事後措置

安衛法第66条の5

医師等の意見を勘案してその必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。

その他、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備や医師等の意見の衛生委員会等への報告を行う。

# 職場におけるメンタルヘルス対策

## 職場における心の健康づくり

厚生労働省の労働安全衛生調査（実態調査）によると、職場生活で強いストレスを感じる労働者の割合が5割を超えています。また業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症、あるいは自殺したとして労災認定された事案が増加しています。

厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。この指針は労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場において事業者が講ずる労働者の心の健康保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めるものです。

職場における心の健康づくり  
～労働者の心の健康の保持増進のための指針～



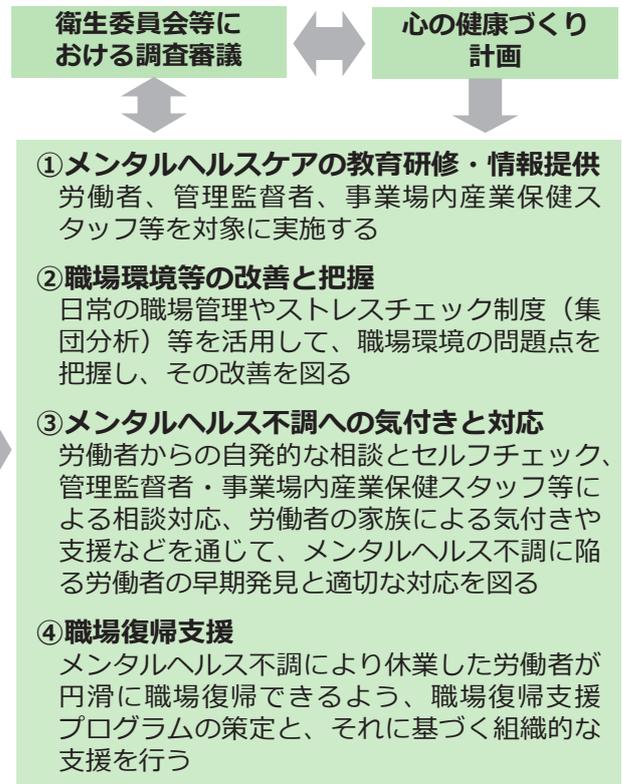
### 4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

<b>セルフケア</b> ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解 ・ストレスチェックなどを活用したストレスへの気づき ・ストレスへの対処	労働者
<b>ラインによるケア</b> ・職場環境等の把握と改善 ・労働者からの相談対応 ・職場復帰における支援など	管理監督者
<b>事業場内産業保健スタッフ等によるケア</b> ・具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案 ・個人の健康情報の取扱い ・事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口 ・職場復帰における支援など	衛生管理者等 産業医
<b>事業場外資源によるケア</b> ・情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用 ・ネットワークの形成 ・職場復帰における支援など	専門家等 事業場外機関

### メンタルヘルスケアの進め方

左記の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の①～④の取組みを積極的に推進することが効果的です。



個人情報保護への配慮

## 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳 [ホーム](#) [はじめての方へ](#)   文字サイズ 小 中 大

[働く方へ](#) [ご家族の方へ](#) [事業者の方へ](#) [部下を持つ方へ](#) [支援する方へ](#)

**今日のおすすめ**

職場のメンタルヘルスケア  
季節のコラム 8月  
暑くていら立ちの多い季節  
暑さが続きイライラを感じていませんか。  
イライラした時の対処法についてご紹介しています。

[相談窓口](#)

悩みを相談してみませんか  
相談窓口案内

**よく見られているコンテンツ**

5分でできる 職場のストレスセルフチェック	疲労蓄積度セルフチェック (働く方用)
eラーニングで学ぶ 15分でわかるセルフケア	ご存知ですか？うつ病
ストレスチェック制度について	職場のメンタルヘルス対策の取組事例

厚生労働省が運営するポータルサイト「こころの耳」では、労働者やそのご家族、事業者や管理監督者等に対して「働く人のメンタルヘルス対策」に関する様々な情報を発信しています。



## ストレスチェック制度 労働安全衛生法第66条の10

ストレスチェック制度は、労働者のストレス状況を定期的に検査・対処して、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ取組です。常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。（労働者数50人未満の事業場は、努力義務から義務に変更となります。：4P参照）

ストレスチェックの結果、高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行う必要があります。事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認められるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

ストレスチェック  
実施マニュアル



### 医師、保健師等※によるストレスチェックを実施（1年以内ごとに1回）



- ※ 一定の研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師を含む。
- ※ 事業場の状況を日頃から把握している産業医が実施者になることが望まれます。
- ※ 実施者はストレスチェックの企画と結果の評価に関与します。

SC等の  
職場にお  
けるメン  
タルヘル  
ス対策等  
サイト



実施事務  
従事者

ストレスチェックの結果を労働者に直接通知  
相談窓口等についても情報提供

労働者 セルフケアと  
相談窓口の利用

実施事務 結果の事業者への通知に  
従事者 係る同意の有無の確認

同意ありの場合

実施者 事業者の結果を通知

### 集団分析 努力義務

実施者 ストレスチェックの  
結果を職場ごとに  
集団的分析

実施者 集団的分析結果を  
事業者へ提供

事業者 職場環境の改善の  
ために活用

実施事務従事者

面接指導対象者に対して面接指導の申し出を勧奨

労働者

実施事務従事者へ面接指導の申し出

実施事務従事者

医師へ面接指導実施の依頼

実施者

医師による面接指導の実施

労働者50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する医師の面接指導」サービスを活用できます。



事業者

医師からの意見聴取

事業者

医師の意見を勘案して、必要に応じて就業上の措置を実施する

## 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様へ改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。

事業場の皆様には、本月間及び全国労働衛生週間を契機に自身の事業場における健康診断に係る以下の取組状況等の確認及び適切な実施をお願いします。

- ① 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ② 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ③ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- ④ 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- ⑤ 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

## 小規模事業場のみなさまへ 地域産業保健センターをご利用ください

地域産業保健センター（通称「**地さんぽ**」）は、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されている独立行政法人労働者健康機構が運営する機関です。地さんぽでは、**労働者数50人未満**の小規模事業者やそこで働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導など、下記サービスを**無料**で提供しています。



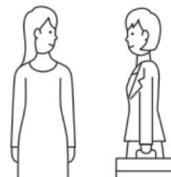
健康診断の結果についての医師からの  
**意見聴取**



長時間労働者や  
高ストレス者に  
対する医師による  
**面接指導**



労働者の健康管理や  
産業保健等に関する  
**健康相談**



専門スタッフによる  
**個別訪問指導**

- 地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。
- 総括産業医(企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医)がいる小規模事業場は支援対象外となります。
- 利用回数には制限があります。
- 詳しくは、最寄り(下記)の「地さんぽ」または「さんぽセンター」へお問合せください。

### 地さんぽ 所在地・連絡先一覧

名称	所在地	対象地域	連絡先
大分県中部 地域産業保健センター	大分市大字1332-1 大分市医師会立アル メイダ病院独身寮内	大分市、別府市、杵築市、 由布市、国東市、日出町、 姫島村	TEL <b>070-2153-0811</b> FAX 097-502-4461 Mail tyu-bu@oitas.johas.go.jp
大分県北 地域産業保健センター	中津市永添2110-8 中津市医師会内	中津市、宇佐市、 豊後高田市	TEL <b>070-2153-0812</b> FAX 0979-24-1486 Mail kenhoku@oitas.johas.go.jp
県南 地域産業保健センター	佐伯市鶴谷町1-7-28 佐伯市医師会内	佐伯市、臼杵市、 津久見市	TEL <b>070-2153-0813</b> FAX 0972-24-1660 Mail kennan@oitas.johas.go.jp
日田玖珠 地域産業保健センター	日田市清水町803-1 日田市医師会内	日田市、玖珠町、 九重町	TEL <b>070-2153-0814</b> FAX 0973-24-7080 Mail hitakusu@oitas.johas.go.jp
豊肥 地域産業保健センター	豊後大野市三重町 百枝1086-12 豊後大野市医師会内	竹田市、豊後大野市	TEL <b>070-2153-0815</b> FAX 0974-22-6149 Mail ho-hi@oitas.johas.go.jp

独立行政法人労働者健康安全機構

### 大分産業保健総合支援センター 通称「さんぽセンター」

大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6F  
TEL **097-573-8070** FAX **097-573-8074**

さんぽセンターでは、事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象に産業保健に関する研修や相談等を**無料**で行っています。

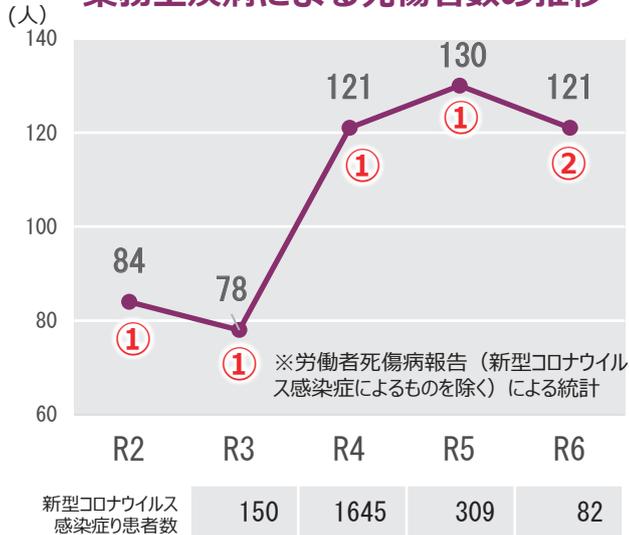
さんぽセンターホームページ



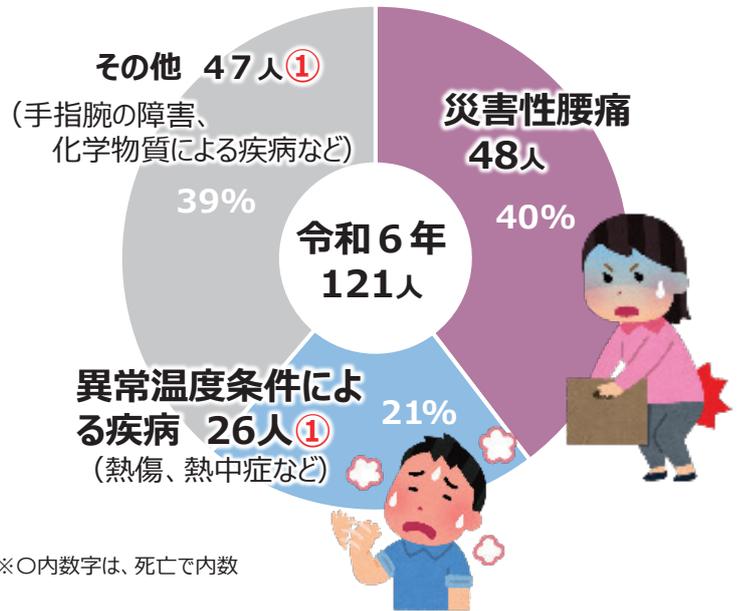
# 大分県の業務上疾病発生状況と腰痛予防対策

大分県における休業4日以上業務上疾病（新型コロナウイルス患者数を除く。）は、令和4年から増加しています。疾病を分類別にみると、令和6年の業務上疾病のうち、「災害性腰痛」によるものが最も多く、40%を占めています。また、高温物体との接触による熱傷や高温環境下における熱中症などの異常温度条件による疾病も多く発生しており、このうち熱中症による死傷者数は17人となっています。

## 業務上疾病による死傷者数の推移



新型コロナウイルス感染症患者数	R2	R3	R4	R5	R6
	150	1645	309	82	



「仕事柄、腰痛は仕方がない」とあきらめていませんか？

## 職場における腰痛予防対策

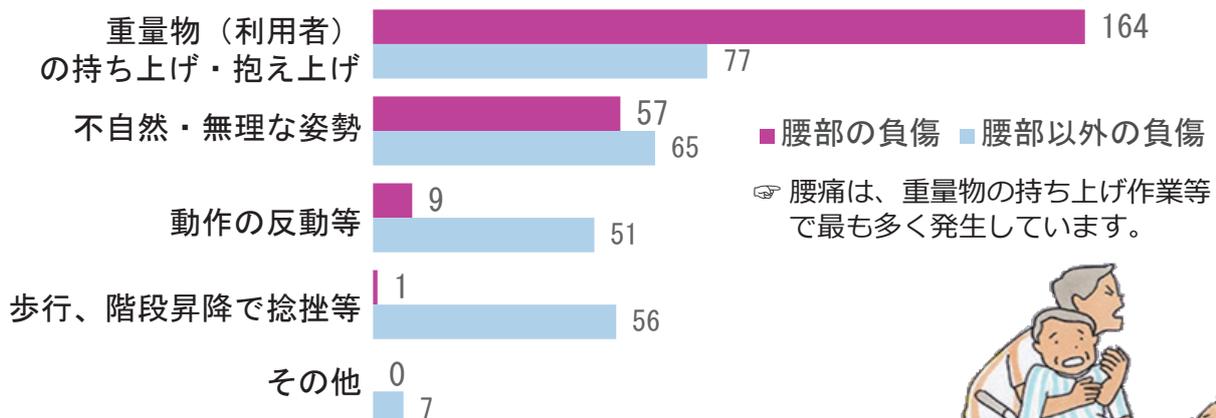
不自然な姿勢を長く続ける作業や利用者を抱きかかえることがある病院・社会福祉施設における腰痛は「職業病」とあきらめがちですが、しっかりと対策をすれば防ぐことができます。



### 職場における腰痛の発生状況 1

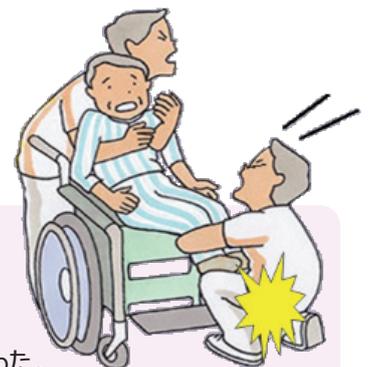
大分県 「動作の反動・無理な動作」の発生状況 | 過去3年

※出典は令和3年～5年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。以下同じ。N=487



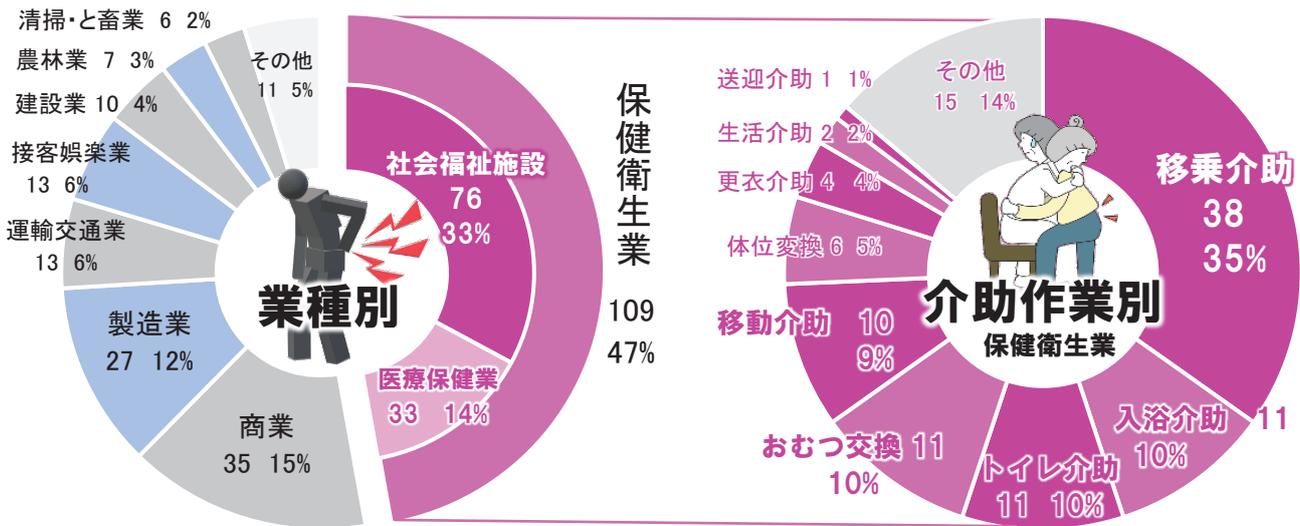
### 腰部の負傷事例

- 利用者をベッドから車椅子へ移乗するため、2人で抱え上げたところ、足側を持っていた被災者が腰に激しい痛みが走った。（社会福祉施設・男・30代・5年）
- 床に座り込んだ利用者を抱え上げてベッドに移そうとしたところ、腰に痛みが走った。（社会福祉施設・女・60代・14年）
- 洋式便座の掃除をしようとしてかがんだ時に、腰に激痛が走った。（ビルメンテナンス業・女・30代・2年）



## 職場における腰痛の発生状況 2

大分県 腰痛発生状況 | 過去3年



☞ 腰痛の半数は、保健衛生業（社会福祉施設、病院が含まれます）で発生しています。

☞ 保健衛生業の内訳では、ベッド⇔車椅子などの移乗介助中の発生が35%を占め、最も多くなっています。

## 腰痛予防対策指針

### 腰痛とは？

一般的な腰痛の種類

腰痛症

ぎっくり腰（腰椎ねん挫等）

椎間板ヘルニア

椎体骨折

等がある

腰痛は、脊椎にあるクッションの働きをしている**椎間板**や**脊柱を支えている筋肉**等に障害が起きた際に発生します。

単に腰の痛みだけでなく、お尻から太もも、さらには膝関節を超えて足首や足先にわたり、しびれや痛みが広がるものもあり、**これらの痛みなども腰痛に含まれます。**

### 職場における腰痛の課題と対策

腰痛は個人の作業方法や体力の問題などと片付けられてしまいがちですが、業務上で発生する病気や怪我は、あくまで組織としての課題です。

### 職場における腰痛予防対策指針

各事業場において組織的に実施することが望まれる腰痛予防のための原始的な取組が示されています。



腰痛予防対策  
厚生労働省HP

- 法定の安全衛生管理体制の整備とともに**腰痛対策チームの活用**などを推奨しています。
- 腰痛を予防するための組織的取組として**作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育**の視点を踏まえた考え方や具体的な対策を明示しています。

## 腰痛予防対策のポイント

POINT

1 人力によって取り扱える重量には目安があります

体力（筋力）を考慮し、人力による重量物取扱いにおける目安が示されています。



満18歳以上の労働者の人力のみにより  
取り扱う重量の目安

= 男性は体重の40%以下

= 女性は男性目安の60%程度

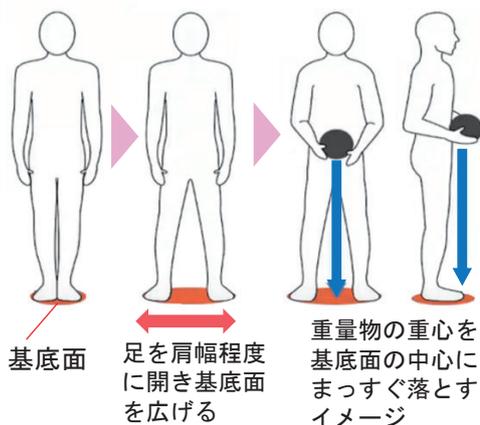
(例) 作業者の体重が60kg程度の場合、  
取り扱う重量物の目安重量

男性 60kg × 0.4 = 24.0kg以下

女性 24kg × 0.6 = 14.4kg以下

## POINT 2 腰部に負担の少ない姿勢を知る

- 足をしっかりと開いて、基底面を確保しましょう
- 重量物の重心を基底面の中心におくイメージで持ちましょう



注意  
パワーポジション  
でも危険がゼロ  
ではない

### パワーポジションをとって腰への負担を減らしましょう

パワーポジションは、スポーツの世界で使用される用語です。相手の動きに対して素早く反応するための姿勢で、その後の運動パフォーマンスが向上します。正しい姿勢をとることで腰への負担を軽減する効果があるため、物を持ち上げる際の基本姿勢として身につけましょう。

#### 基本としてのパワーポジション

- ・背中が丸くならないようにする
- ・膝は、つま先より前に出さない
- ・下腹に力を入れたまま、尻を引いてから尻と足の力で持ち上げる
- ・胸を張って、尻を突き出す



## POINT 3 原則、人力による人の抱え上げは行わない

介助方法別 適切な作業方法

介護の現場には、福祉用具や機器を活用し、**ノーリフティングケア**（抱え上げない作業方法）を推奨しています。ノーリフティングケアを通じて、介護する側と介護される側の双方が安全で快適なケアを実現しましょう。

### 移乗介助

移乗介助において、人の抱え上げや腰のひねり、前屈み・中腰などの不自然な姿勢は、腰部に強い負荷がかかり、腰痛となるリスクが大きいため、そうした動作を避けます。



#### 対策のポイント

- 利用者の残存能力を活かす
- 複数人が補助機器を使用する
- スタンディングマシンやスライディングシートを活用する



### 入浴介助

頻繁に前屈み、中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じるほか、床面が滑りやすく転倒等で急性腰痛発症のリスクが高まります。高温多湿のため疲労が蓄積しやすいことや、作業衣が濡れることによる足腰の冷えも腰痛の発症に影響します。



#### 対策のポイント

- 特殊浴槽やリフトを使用する
- 滑りにくい作業靴や滑り止めマットを使用する
- 水分補給をこまめにし、衣服が濡れた場合は着替える

### 清拭、おむつ交換、体位変換、清潔整容介助、食事介助

清拭、おむつ交換、衣服着脱、歯磨き、洗面、整髪、爪切り、食事介助においても前屈みや腰のひねりが頻繁に生じ、腰部に強い負荷がかかります。

#### 対策のポイント

- 対象者に近づいて介助する
- ベッドの両脇を空けて複数の介護者で作業できるようにする
- 対象者が椅子に座る場合、介護者も椅子に座るか膝をつく



### 移動介助

ベッドに寝ている利用者の位置を移動させる場合は、ベッドの横に立って抱え上げて腰をひねったり、ベッドの上に立って深い前屈みや中腰姿勢で抱え上げたりすることで、腰部に過度の負担がかかります。



スライディングシートの使用例

#### 対策のポイント

- ベッド上での移動はスライディングシートを使用する

## POINT 4 おすすめ腰痛予防対策

### 事業場内施設等の活用

県内の介護施設では、利用者向けの施設を休憩時間に労働者へ開放する、常勤の理学療法士が労働者の腰痛予防対策を支援する等の取組がみられます。



好事例を取り入れる  
全国の小売業、介護・看護の職場で腰への負担を減らした111事例について成果、内容等を紹介しています。腰痛予防対策にお役立てください。



厚生労働省HP  
安全衛生関係リー  
フレット等一覧か  
らダウンロード  
全67ページ

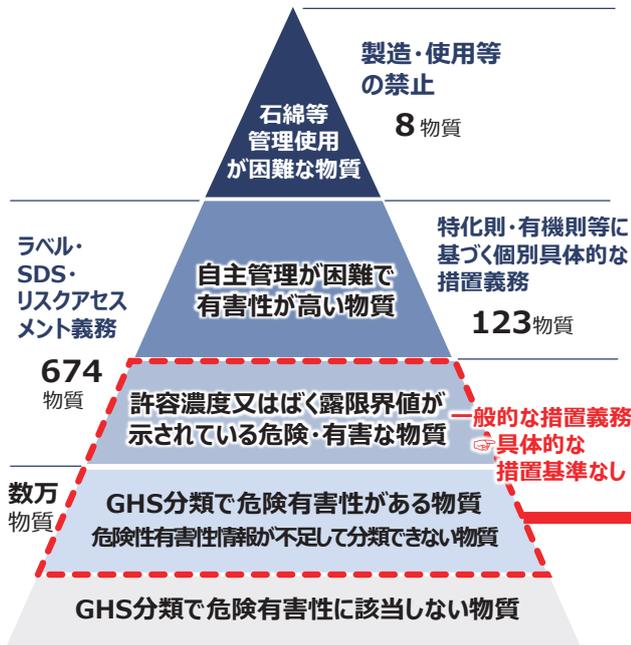


# 化学物質による健康障害防止対策

ラベル表示・SDS通知・リスクアセスメント対象物が大幅に追加

これまでの化学物質規制

見直し後の化学物質規制



有害性に関する情報量

約2,900物質

(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)

数万物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認されたすべての物質

国によるGHS未分類物質

ラベル・SDSによる伝達義務

ラベル・SDSによる伝達努力義務

リスクアセスメント実施義務

リスクアセスメント実施努力義務

ばく露を基準以下とする義務

ばく露を最小限度にする義務

ばく露を最小限度にする努力義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

改正日	R4年2月24日	R5年8月30日(政令)、 9月29日(省令)	R5年8月30日(政令)、 9月29日(省令)	R7年2月19日(政令)、(省令)
施行日	R6年4月1日	R7年4月1日	R8年4月1日	R9年4月1日
追加内容	発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された234物質	左記以外の категорияで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加	健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加	令和3年度から令和5年度までに国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性が確認された155物質

## リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

✓ 労働者がばく露される程度を最小限にすることや、濃度基準の遵守が義務付けられました

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限にしなければなりません。さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

**ポイント！** ばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しなければなりません。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせることが効果的です。

**ポイント！** 濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めなければなりません。

\* 今後順次物質数が増え、最終的には約800物質について濃度基準値が設定される予定です。



✓ ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択します

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にしなければなりません。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



作業方法の改善



有効な呼吸用保護具の使用

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン



その他、濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合、リスクアセスメント結果に基づき、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。※がん原性物質は30年間保存

RA対象物健康診断に関するQ&A



## ✓ リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられました

リスクアセスメント結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。※がん原性物質は30年間保存

## 皮膚等への障害防止のための保護具の適切な使用

皮膚等への障害を起こしうる化学物質を製造・取り扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を  
引き起こしうる化学物質



←皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質 = 義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質 = 努力義務

**ポイント！** 化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

## S D S 等による情報伝達の強化

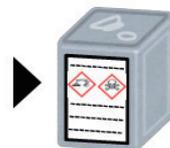
### ✓ S D S の記載項目の追加や、定期確認・更新が強化されました

- ・通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されました。
- ・成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になりました。
- ・「人体に及ぼす作用」を定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられました。

### ✓ 化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になりました

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられました。

- ・リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



### ✓ 電子メールや二次元コード等で S D S 通知が可能になりました

S D S の通知手段は譲渡提供する相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になりました。



電子メール  
の送信



HPのURLや  
二次元コード  
の伝達

## 自律的管理に向けた実施体制の確立

### ✓ 化学物質管理者等の選任が義務化されました

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が必要です。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし(専門的講習の受講を推奨)

【職務】

ラベル・S D S 等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止対策の実施管理や化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが必要です。

### ✓ 衛生委員会の付議事項が追加されました

衛生委員会の付議事項について下記を追加し、自律的な管理の実施事項の調査審議が義務付けられました。

- ・リスクアセスメント結果に基づく、ばく露低減措置
- ・健康診断結果やそれに基づく措置



## 労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

### 対象となる相談内容の例

- ✓ 化学物質を製造・取り扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下（※1）または最小限度（※2）にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立 ※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- ・「クリエイトーシンプル」の使い方を教えてください
- ・化学物質に役立つ情報はどこでわかりますか

## 事業者のための化学物質管理無料相談窓口

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

電話 050-5577-4862

テクノヒル 相談窓口



- 受付時間 平日10:00～17:00(12:00～13:00を除く)※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く
- 開設期間 令和7年5月19日～令和8年3月18日
- 相談は無料ですが、通話料がかかります。
- テクノヒルHPからお問い合わせフォームをご利用いただけます。
- メールでのお問合せについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合もあります。
- 詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



## 特殊健康診断結果報告等状況(令和6年)

健康診断の種類	大分県・全国	健診実施事業場数	受診労働者数	有所見者数 (*1、*2)	有所見率 (面接率*2)
有機溶剤等健康診断結果報告	大分県	397	8,256	157	1.90%
	全国	41,191	710,499	21,727	3.06%
特定化学物質等健康診断結果報告	大分県	613	14,786	119	0.80%
	全国	47,857	1,246,418	19,289	1.55%
鉛健康診断結果報告	大分県	24	253	15	5.93%
	全国	3,377	47,318	664	1.40%
高気圧業務健康診断結果報告	大分県	9	69	10	14.49%
	全国	395	3,543	249	7.03%
電離放射線健康診断結果報告	大分県	250	4,105	435	10.60%
	全国	17,079	380,353	42,861	11.27%
石綿健康診断結果報告	大分県	58	202	0	0.00%
	全国	2,482	33,521	329	0.98%
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告	大分県	47	860	94	10.93%
	全国	6,733	140,660	2,285	1.62%
指導勧奨による健康診断結果報告	大分県	216	9,608	1,312	13.66%
	全国	13,413	856,254	106,010	12.38%
じん肺健康管理実施状況報告*1	大分県	385	4,660	9	0.10%
	全国	28,809	315,911	262	0.04%
心理的な負担の程度を把握するための検査結果実施状況報告*2	大分県	1,009	108,289	474	0.44%
	全国	119,943	13,855,221	65,573	0.47%

\*1 じん肺の有所見者数は、新規有所見者数。

\*2 ストレスチェックの有所見者数は、面接指導実施者数。

# 第10次粉じん障害防止総合対策

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、大分労働局では、令和5年度から令和9年度までの5か年を推進期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」を策定しました。

推進にあたっては、次の5項目を重点事項としています。事業者の皆さまにおかれましては、重点事項とした粉じん障害防止対策に基づく措置の徹底をお願いいたします。

## 重点事項① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底



- ✓ 保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具の適正な選択と使用を推進する。
- ✓ 防じんマスクは、防護性能が高い電動ファン付きのものを選択しましょう。
- ✓ ずい道建設工事では、必ず、粉じん濃度等の測定結果に応じた要求防護係数を上回る指定防護係数を有する電動ファン付き呼吸用保護具を選択して使用させる。

※令和6年4月1日より、作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより濃度を測定し、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることと、フィットテストを実施することが義務となっています。

## 重点事項② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- ✓ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく粉じん障害防止対策を講じる。
- ✓ 粉じん濃度目標レベル(2mg/m<sup>3</sup>)以下となるよう措置を講じる。
- ✓ 労働者の健康管理のため「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に登録する。



ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン



ずい道等建設労働者健康管理情報システム(建災防HP)



## 重点事項③ じん肺健康診断の確実な実施



- ✓ じん肺法に基づくじん肺健康診断を確実に実施し、毎年、じん肺健康管理実施状況報告を労働基準監督署へ提出する。
- ✓ じん肺健康診断の記録を作成し、確実に保存する。

## 重点事項④ 離職後の健康管理の推進

- ✓ じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付する。
- ✓ 離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知する。

離職するじん肺有所見者のためのガイドブック



## 重点事項⑤ アーク溶接作業等に係る粉じん障害防止対策



- ✓ 屋内・屋外を問わず、粉じん障害防止措置を講じる。
- ✓ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置による作業環境改善を図る。
- ✓ 溶接ヒュームが特定化学物質として規制されたことから、金属アーク溶接作業を行うにあたっては、溶接ヒュームによる健康障害防止措置と併せて粉じん対策を講じる。

※金属アーク溶接等作業主任者の選任、フィットテストの実施、健康診断等が義務となっています。

# 建築物等の解体・改修等における石綿ばく露防止対策

## 石綿の有無に関する事前調査の確実な実施

### ✓ 事前調査は、工事の規模にかかわらず、すべての工事が対象です

施工業者は、建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行うことが義務付けられています。

### ✓ 事前調査の結果については報告が必要です

一定規模以上の工事は、施工業者が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果を報告する必要があります。※下記「事前調査結果の報告の対象となる工事・規模の基準」参照

## 事前調査は「石綿含有建材調査者」の資格を有する者が行います

令和5年10月1日  
着工の工事から



- ① 建築物（一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部を除く）  
一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者  
※同等以上の能力を有すると認められる者=日本アスベスト調査診断協会の登録者
- ② 一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部  
上記①の者及び一戸建て等石綿含有建材調査者
- ③ 船舶（鋼製の船舶）  
船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

※法改正により「工作物石綿事前調査者」の資格要件が新たに設けられ、令和8年1月1日から適用されます。（次ページ参照）

## 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模の基準

以下に該当する工事は、事前調査結果の報告が必要です。石綿が無い場合も報告が必要です。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が <b>80m<sup>2</sup>以上</b>
	改修	請負金額が <b>税込100万円以上</b>
特定の工作物	解体・改修	請負金額が <b>税込100万円以上</b>
船舶（鋼製のもの）	解体・改修	総トン数が <b>20トン以上</b>

※報告の対象となる「特定の工作物」は次に掲げるものです。

- 反応層、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く）※令和5年10月1日から追加

## 事前調査の報告には「石綿事前調査結果報告システム」を利用する



石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

※システムの利用にはGビズIDが必要です。

石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>  
GビズIDの取得方法や石綿事前調査結果報告システムへのログイン方法はこちらでご確認ください

## 工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設

工作物石綿事前調査者の要件が新たに設けられました。施行日は令和8年1月1日です。

区分	対象工作物	事前調査の資格
石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物	<p><b>建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備）</li> <li>● 電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備）</li> <li>● 配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高压配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上下水道管は除く</li> </ul> <p><b>注意</b> 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p>	<b>工作物石綿事前調査者</b>
特定工作物告示(令和2年厚生労働大臣告示第278号)に掲げる工作物	<p><b>建築物一体設備等</b></p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットフォームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※新たに特定工作物として指定</p> <p><b>注意</b> 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部。</p>	<b>工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者</b>
その他の工作物	<p><b>上記以外の工作物</b></p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>※1 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合</p> 	塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去等の作業（※1）に係る事前調査については、 <b>工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者</b>



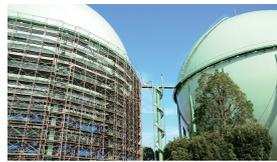
ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

## 石綿総合情報ポータルサイトの利用

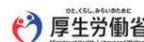
石綿総合情報ポータルサイトでは、事前調査制度を始め、石綿対策等に関する様々な情報の閲覧や、関係資料等をダウンロードすることができます。

また、「講習会情報」のリンクでは、石綿作業主任者技能講習や建築物石綿含有建材調査者講習、工作物石綿事前調査者講習などを実施している講習機関の情報を確認することができます。

石綿総合情報ポータルサイト



石綿 総合情報ポータルサイト TOP



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

### 石綿総合情報ポータルサイト



石綿ばく露防止措置、改正石綿障害予防規則の概要



# 治療と仕事の両立支援に取り組んでみませんか？

～病気になっても仕事を続けられる職場環境を作りましょう！～

「治療と仕事の両立支援」とは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

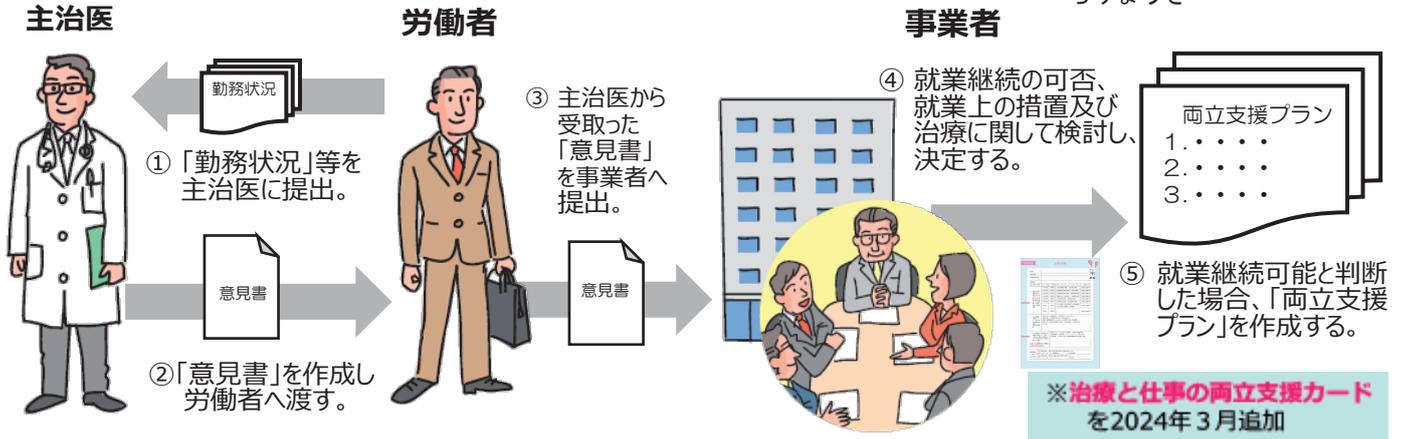
労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。

\* 労働施策総合推進法が改正され努力義務となります。(R8.4.1施行)



治療と仕事の両立支援  
キャラクター  
ちりょうさ

## 両立支援の基本的な進め方



## 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

ガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、労働者本人の理解と同意の下、事業場や医療機関等の関係者が必要に応じて連携することで、労働者本人の治療や業務の状況に応じた、より適切な支援の実施が可能となります。

「企業・医療機関連携マニュアル（解説編）」は、企業と医療機関が情報のやり取りを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って作成のポイントを示すものです。

左)ガイドライン 右)マニュアル は  
厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



ガイドラインとマニュアルを参考に  
両立支援に取り組みましょう！

## 情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」の活用

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト  
治療と仕事の両立支援ナビ

Google 検索

トップページ リンク集

事業者の方へ 支援を受ける方へ 医療機関・支援機関の方へ 両立支援とは？ 取組事例 お役立ちコンテンツ シンポジウム

両立支援に取り組むにはどのようなことから始めればよい？  
▶ 事業者の方はこちら

両立支援を受けるためには？  
▶ 支援を受ける方はこちら

コーディネーター養成研修について  
職場情報、診療報酬について  
▶ 医療機関・支援機関の方はこちら

お役立ちコンテンツ  
▶ ちりょうさ ▶ ダウンロード  
▶ 各都道府県の相談機関一覧

両立支援とは？  
ちりょうさの  
治療と仕事の  
両立支援ガイド

2022年度  
治療と仕事の両立支援  
シンポジウム&セミナー  
NEW  
こちら ▶ アーカイブ動画公開中

「両立支援ナビ」では、企業における両立支援の取組方法や取組事例、両立支援を受ける方への支援制度等に関する情報、医療機関や支援機関への情報など、治療と仕事の両立支援に関する様々な情報を掲載しています。





## 大分県地域両立支援推進チーム

大分県地域両立支援推進チームは、大分県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、大分県下のがん相談支援センター、行政機関、関係団体がネットワークを構築し、両立支援に関する取組の連携及び情報の共有化を図る目的で設置したものです。各団体では、事業場や労働者からの相談に応じています。下記の連絡先まで、気軽にお問合せください。

大分県地域両立支援推進チーム参加機関の名称と相談内容	電話番号(受付時間)
<b>大分産業保健総合支援センター</b> 事業者に対する啓発セミナーや管理監督者向けの両立支援教育の実施、関係者からの相談、事業場への個別訪問支援、患者（労働者）と事業者との個別調整支援	<b>097-573-8070</b> (8:30～17:15)
<b>大分大学医学部附属病院 がん相談支援センター</b> がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	<b>097-586-6376</b> (8:30～17:00)
<b>大分県立病院 がん相談支援センター</b> がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	<b>097-546-7062</b> (8:30～17:00)
<b>大分赤十字病院 がん相談支援センター</b> がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	<b>097-532-6181</b> (8:30～17:00)
<b>別府医療センター がん相談支援センター</b> がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	<b>0977-67-1111</b> (8:30～17:15)
<b>中津市立中津市民病院 がん相談支援センター</b> がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	<b>0979-22-6521</b> (9:00～17:00)
<b>大分県済生会日田病院 がん相談支援センター</b> がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	<b>0973-22-8772</b> (9:00～17:00)
<b>南海医療センター 地域医療連携室</b> がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	<b>0972-22-0577</b> (8:00～17:00)
<b>大分県 福祉保健部 健康増進室 生活習慣病対策班</b>	<b>097-506-2770</b> (8:30～17:15)
<b>大分県難病相談・支援センター</b> 難病治療及び就労・就労継続等についての相談	<b>097-578-7831</b> (9:00～17:00)
<b>大分市保健所 保健予防課</b>	<b>097-535-7710</b> (8:30～17:15)
<b>大分県医師会 地域保健課</b> 医療連携センター等の紹介	<b>097-532-9121</b> (8:30～17:30)
<b>日本労働組合総連合会 大分県連合会</b> 地域の働く人たちのよりどころとしての、労働者からの労働相談	<b>0120-154-052</b> (9:00～17:30)
<b>大分県経営者協会</b>	<b>097-532-4745</b> (9:00～17:00)
<b>(一社) 大分県労働基準協会</b> 労働基準法・労働安全衛生法等の普及、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の開催	<b>097-585-5765</b> (8:00～17:00)
<b>大分県社会保険労務士会【両立支援関係】総合労働相談ダイヤル</b> 事業者に対するセミナーの開催、事業者・労働者双方から就業継続等に関する相談	<b>0570-064-794</b> (10:00～16:00)
<b>大分県医療ソーシャルワーカー協会（津久見中央病院 内）</b> 復職などの社会復帰の支援	<b>0972-82-1123</b> (8:30～17:00)
<b>(一社) 日本産業カウンセラー協会 九州支部</b> 産業に関わる方へのカウンセリングによる個人支援	<b>092-434-4433</b> (10:00～17:00)
<b>日本キャリア開発協会</b> 治療と職業生活の両立に悩んでいる就労者や休退職者の方を対象とした相談 (1回30分の電話無料相談・通話料はご相談者負担、予約制) 申込先 <a href="https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php">https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php</a>	<b>左記ウェブサイト から申し込み</b> (10:00～19:00)
<b>大分労働局 職業安定部 職業安定課</b> 長期にわたる治療等が必要な疾患をもつ求職者に対する就職支援事業の実施	<b>097-535-2090</b> (8:30～17:15)
<b>ハローワーク大分</b> 就職支援ナビゲーターによる、がんまたは肝疾患等の診療連携拠点病院と連携した、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援	<b>097-538-8609</b> (8:30～17:15)
<b>大分労働局 労働基準部 健康安全課</b> 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知	<b>097-536-3213</b> (8:30～17:15)

※ 祝日を除く月曜～金曜日に相談を受けています。受付時間のうち12～13時は昼休みのため受付時間外です。

## 関係機関連絡先

名称	所在地	電話番号	管轄区域
大分労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F	安全衛生課 097-535-1513	大分市・別府市・ 杵築市・由布市・ 国東市・日出町・ 姫島村
中津労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2F	0979-22-2720	中津市・ 豊後高田市・ 宇佐市
佐伯労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3F	0972-22-3421	佐伯市・臼杵市・ 津久見市
日田労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓1-1-61	0973-22-6191	日田市・玖珠町・ 九重町
豊後大野労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎4F	0974-22-0153	竹田市・豊後大野市
大分労働局 労働基準部 健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル 6F	097-536-3213	

Instagramはじめました

＼ follow us! ／



oita.roudoukyoku

令和7年9月